

サンサンチャレンジ閉講講座

☆サンサンチャレンジ参加者以外も受講できます☆

日3月21日(金) 13時30分～15時30分

場加東市役所2階 201会議室

◆内容

- サンサンチャレンジの成果発表・表彰式
- 市民ボランティアによる寸劇
- 講演

講師 坂根直樹さん

(京都医療センター予防医学研究室 室長 医師)

〈演題〉「ポッコリお腹をスッキリお腹に
～効果的な内臓脂肪の減らし方～」

費100円

申 必要事項を健康課に電話またはFAX

※窓口でも受け付けします。

必 □氏名 □住所 □電話番号

問 健康福祉部健康課(庁舎2階)

☎42-2800 FAX 42-3978

ひとりひとりが尊重される社会をめざして
動物の生態から学ぼう

☆ 加東市まちづくり活動費補助金を活用 ☆

世界24の言語に翻訳されている「小説『あん』」の作者 ドリアン助川さんを講師にお招きし、動物の生態に哲学のひとさじを加え、時代の中にある“みえるような みえないようなもの”についてお話しいただきます。

日3月10日(月) 13時30分～15時30分

場 明治館 (社777)

定30人

申 オンライン申込み

期3月5日(水) 20時

問 ひょうごSDGsネットワーク ☎070-1822-1322

お知らせ

フェニックス共済 加入受付・相談会

台風や地震などの自然災害に備えてフェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制度)に加入しましょう。

- ◇住宅の築年数や規模に関係なく加入できます
- ◇他の地震保険等に加入している方でも給付を受けられます

日3月14日(金) 10時～12時、13時～15時

場加東市役所1階 ロビー

問 北播磨県民局総務防災課 ☎42-9309

お子さんの発達に関すること お気軽にご相談ください

お子さんの発達(成長)で気になることがある方、お子さんと一緒に「はぴあプラザ」に遊びにきませんか？

はぴあのスタッフがお子さんの遊ぶ様子を見ながらお話をさせていただき、子育て中のお父さん・お母さんをバックアップします。

事前予約は不要です。お気軽にお越しください。

日3月13日(木) 10時～11時

場 はぴあ2階 多目的室 (木梨1129)

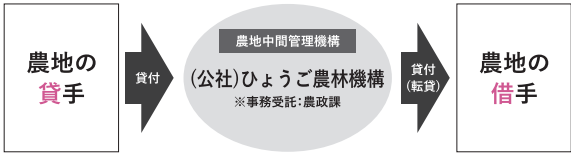
対 主に1歳6か月から2歳頃のお子さんの発達について心配なことや悩みがある方

問 こども未来部発達サポートセンター「はぴあ」☎27-8100

農地を貸したいとお考えの方は農政課にご相談を

農業の継続が困難な方、農地を相続された方など、相手を指定せずに農地を貸したいとお考えの方は農政課にご相談ください。

◆農地中間管理事業による貸借のイメージ



※農地を貸す方は、ひょうご農林機構に貸し出す手続のみで、借りる方と直接お話をする必要はありません。

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」により、従来の利用権設定による農地貸借が、令和7年4月以降行えなくなります。そのため、4月以降は「農地中間管理事業」または「農地法第3条」による貸付をお願いします。

問 産業振興部農政課(庁舎3階) ☎43-0518

規制区域内での盛土等工事には届出等が必要です

兵庫県では、令和7年4月1日に「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称)盛土規制法」の運用を開始し、この法律に基づき、規制区域を指定します。

そのため、規制区域に指定された場所での盛土等の工事を実施する場合は、あらかじめ知事の許可または届出が必要になります。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

問 都市整備部都市政策課(庁舎3階)

☎43-0510



PICKUP!

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(令和6年)

令和6年度住民税均等割非課税世帯(※)に対し、給付金を支給します。

※定額減税前の住民税均等割非課税世帯が対象

対 A世帯分

令和6年12月13日時点で加東市に住民登録があり、世帯全員が「令和6年度住民税均等割非課税世帯(※)」の世帯主

※令和6年度住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

Bこども加算分

上記Aのうち、下記①～③のいずれかに該当する児童*と生計同一である方

*施設入所児童を除く

①同一世帯にいる平成18年4月2日～令和6年12月13日生まれの児童

②別世帯にいる平成18年4月2日～令和6年12月13日生まれの児童

③令和6年12月14日～令和7年6月30日生まれの児童

◆支給額

A1世帯当たり 3万円

B対象児童1人につき 2万円

◆下記のいずれかに該当する方は、申請が必要

□ Aに該当する方のうち、加東市から令和5年度または令和6年度に同給付金を受給した世帯主で、世帯の異動や課税状況等に変更がある方

□ Aに該当する方のうち、加東市から令和5年度または令和6年度に同給付金を受給したことがない世帯主

□ B-②または③の児童と生計同一の世帯主

★申請方法等詳細は、市ホームページをご覧ください。

※上記以外の世帯主は申請不要です。3月上旬から随時通知書をお送りします。対象となることが市で確認できる世帯については、3月中旬頃から順次申請書等をお送りします。

◆以下の世帯は対象外となります

□既に他の市区町村で本給付金と同様の給付金を受給した世帯

□既に他の市区町村で本給付金と同様の給付金を受給した世帯の世帯主を含む世帯

□租税条約による住民税の免除を受けている方を含む世帯

期7月31日(木)

問 A健康福祉部社会福祉課(庁舎1階)

☎27-7081

B健康福祉部福祉総務課(庁舎1階)

☎43-0408



国民年金に加入している学生のみなさんへ

「国民年金・学生納付特例制度」の活用を

日本国内に在住する20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険等に参加されていない方は、国民年金への加入が義務付けられています。

ただし、学校等に在学中で、前年の所得額が一定額以下である場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用できます。

対 下記全てに該当する方

□学校等に在学している
※対象校の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

□前年の所得が基準以下
※基準の目安は、128万円＋{(扶養親族数)×38万円}で計算した額

申 ◆初めて申請する方

必要書類を保険医療課または明石年金事務所に郵送または持参

※ □学生納付特例申請書

※申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

□在学証明書または学生証の写し

◆継続して申請する方

4月に日本年金機構から届く「学生納付特例申請書(ハガキ)」に必要事項を記入し、返送
※申請書が4月中に届かなかった場合は、明石年金事務所にお問い合わせください。

★次の場合は、下記にお問い合わせください

□令和6年度中に通学する学校等が変わったとき

問 ◆明石年金事務所 ☎078-912-4983

〒673-8512 明石市鷹匠町12-12

◆市民協働部保険医療課(庁舎1階)

☎43-0501



令和7年4月以降は「明石年金事務所」で相談を

小野市で年6回実施していた「出張年金相談」は、令和7年4月以降実施しません。

4月以降の年金受給に関する相談は、明石年金事務所で受け付けます(電話予約制)。

◆4月以降の相談・予約申込先

明石年金事務所 ☎078-912-4983

〒673-8512 明石市鷹匠町12-12

年金事務所『ねんきんダイヤル』

☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

※利用できない場合は ☎03-6700-1165

〈月曜日～金曜日〉8時30分～17時15分

〈第2土曜日〉9時30分～16時 ※いずれも祝日を除く